規　則

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年四月十九日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一六―〇―六六

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第三章　（略）	第一章～第三章　（同上）
第四章　雑則（第三十四条―第四十五条）	第四章　雑則（第三十四条―第四十四条）
（平成二十六年四月以降の分として支給される補償等に係る平均給与額の特例）	（平成二十六年四月以降の分として支給される補償等に係る平均給与額の特例）
第四十四条　平成二十六年四月以降の分として支給される補償及び補償法第二十二条第一項に規定する福祉事業（次項及び次条第一項において「福祉事業」という。）に係る平均給与額であつて、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号。以下この条において「給与改定特例法」という。）第三章の規定により減ぜられた給与を基に計算し、又は給与改定特例法第十条の規定により計算するものについては、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。	**第四十四条**　平成二十六年四月以降の分として支給される補償及び補償法第二十二条第一項に規定する福祉事業（以下この条において「福祉事業」という。）に係る平均給与額であつて、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号。以下この条において「給与改定特例法」という。）第三章の規定により減ぜられた給与を基に計算し、又は給与改定特例法第十条の規定により計算するものについては、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。
一～三　（略）	一～三　（同上）
2　（略）	2　（同上）
（平成三十一年三月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた補償等の特例）	（新設）
第四十五条　平成三十一年三月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた補償及び福祉事業（以下この項において「補償等」という。）のうち、同日までに算定された人事院が定める平均給与額を基礎として支払われた補償等の額（補償法の規定による年金たる補償及び規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）第十九条の十一に規定する年金たる特別給付金（以下この項において「年金たる補償等」という。）にあつては、支払期月（補償法第十七条の九第三項又は規則一六―四第二十五条第一項第二号に規定する支払期月をいい、補償法第十七条の九第三項ただし書の規定により支払うものとされる月及び同号ただし書の規定により支払うことができるとされる月を含む。以下この項において同じ。）にそれぞれ支払われた額の合計額）は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及び第三号に掲げる額を第二号に掲げる額に加えた額とする。	
一　平成三十一年四月一日以後に算定された平均給与額を基礎として支払われる額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額）	
二　平成三十一年四月一日前に算定された平均給与額を基礎として支払われた額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われた額の合計額）	
三　次のイ又はロに掲げる補償等に関する区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより算定される額	
イ　年金たる補償等　第一号の支払期月にそれぞれ支払われる額から第二号の支払期月にそれぞれ支払われた額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、当該年金たる補償等の支給の対象とされた月を基準として人事院が定める率を乗じて得た額	
ロ　年金たる補償等以外の補償等　第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、同号に掲げる額が支給された日を基準として人事院が定める率を乗じて得た額	
2　前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、人事院が定める。	

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則一六―〇の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。